

令和3年神審第25号

裁 決

漁船AモーターボートB衝突事件

- 5 受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士
- 受 審 人 b  
職 名 B船長
- 10 操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官松崎範行及び同官中末陽介出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

15 主 文

受審人bの小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。  
受審人aを戒告する。

20 理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和2年9月2日05時40分

兵庫県豊崎南西方沖合

25 2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

モーターボートB

総 ト ン 数	2.0トン	0.7トン
登 録 長	8.80メートル	6.26メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力	147キロワット	47キロワット

### 5 3 事実の経過

Aは、船体後部に船尾側が開放された操舵室を配したFRP製漁船で、同室前部右舷側に舵輪、その前方左舷側にGPSプロッター及び魚群探知機、右舷側に主機遠隔操縦装置がそれぞれ備えられ、a受審人が1人で乗り組み、あじ引き縄漁の目的で、船首0.5メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和2年9月2日05時20分兵庫県伊弉漁港の係留地を発し、鎧崎南西方沖合の漁場に向かった。

ところで、Aが行うあじ引き縄漁は、水深約50メートルの海域で、いずれも合成繊維製の、船尾から海中に延出した直径2ミリメートル長さ80メートルの幹縄の終端に、直径2ミリメートル長さ1.5メートルの釣り糸を介して重さ1キログラムのおもり及び直径0.2ミリメートル長さ1.2メートルの枝縄の先端に疑似餌を付けた仕掛けを約2メートル間隔で31本取り付けた直径1ミリメートル長さ60メートルの幹縄をそれぞれ取り付け、1.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で同縄を引くものであった。

a受審人は、05時20分漁場に到着した後、漁具を投入して操業を開始し、05時29分半少し前伊弉港沖防波堤北灯台（以下「防波堤北灯台」という。）から293度（真方位、以下同じ。）1.03海里の地点で、針路を339度に定め、機関を回転数毎分500にかけ、1.5ノットの速力で、手動操舵により進行した。

a受審人は、GPSプロッターを作動させ、船尾甲板右舷側に立った姿勢で速力を調整しながら操船に当たり、05時35分防波堤北灯

台から298度1.13海里の地点で、右舷方1,260メートルのところ  
に若潮丸を初認し、05時39分防波堤北灯台から301.5度  
1.21海里の地点に達したとき、同船が右舷船首84度370メー  
トルのところとなり、その船首方を170メートル隔てて無難に航過  
5 する態勢であったところ、Bが増速し、新たな衝突の危険を生じさせ  
て接近する状況となったことを認めたが、同船がいずれ速力を減じて  
自船付近で停船するものと思い、避航を促す音響信号を行わず、機関  
を後進にかけて行きあしを止めるなど、衝突を避けるための措置をと  
らなかった。

10 こうして、a受審人は、操業を続けながら続航し、05時40分僅  
か前至近に迫ったBに衝突の危険を感じたものの、どうすることもで  
きず、05時40分防波堤北灯台から302度1.23海里の地点に  
おいて、Aは、原針路、原速力のまま、その右舷船尾部にBの船首が  
後方から88度の角度で衝突した。

15 当時、天候は曇りで風力1の東風が吹き、潮候はほぼ低潮時であっ  
た。

また、Bは、船体後部に操縦区画を設けたFRP製快遊船で、同区  
画右舷側に舵輪、前部中央に魚群探知機内蔵のGPSプロッター、右  
舷下部に機関遠隔操縦装置がそれぞれ備えられ、b受審人が1人で乗  
20 り組み、釣りの目的で、船首0.4メートル船尾0.8メートルの喫水  
をもって、同日05時30分兵庫県阿那賀漁港の係留地を発し、鎧埼  
南西方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、GPSプロッターを作動させ、舵輪後方に立った姿勢  
で操船に当たり、05時34分防波堤北灯台から342度1,770  
25 メートルの地点で、針路を251度に定め、7.0ノットの速力で、  
手動操舵によって進行した。

b 受審人は、左舷方に北上する 2 隻の漁船（以下「漁船群」という。）を認め、漁船群の船首方を航過することとし、05 時 39 分防波堤北灯台から 310 度 1.12 海里の地点に達したとき、左舷船首 8 度 370 メートルのところに A を視認することができ、そのままの速力で航行すれば同船が自船の船首方を 170 メートル隔てて無難に航過する態勢であったが、漁船群に対する動静監視に気を取られ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かず、A の前路に向けて 12.5 ノットに増速し、同船に対して新たな衝突の危険を生じさせて続航した。

10 こうして、b 受審人は、漁船群に注意を払いながら進行中、05 時 40 分僅か前船首至近に迫った A を初めて視認したものの、どうすることもできず、B は、原針路、原速力のまま、前示のとおり衝突した。衝突の結果、A は、右舷船尾部外板に亀裂及び擦過傷並びに揚網機の脱落等を、B は、船首部外板に破口及び擦過傷をそれぞれ生じたが、  
15 後いずれも修理された。また、b 受審人が非骨傷性中心性頸髄損傷を負った。

#### （航法の適用）

本件は、鎧埼南西方沖合において、あじ引き縄漁を行いながら北上中の A と釣り場に向けて西行中の B が衝突したもので、発生地点付近は海上交通安全法が適用される海域であるものの、同法には、本件に適用される航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法（以下「予防法」という。）が適用される。

A は、あじ引き縄漁を行っていたものの、船舶の操縦性能を制限する網、なわ、その他の漁具を用いて漁ろうをしている船舶とは認められな  
25

いことから、予防法第18条の各種船舶間の航法の適用はない。

そして、A、B両船は、互いに他の船舶の視野の内にある状況下、互いに進路を横切る態勢で接近して衝突に至ったことから、予防法第15条の横切り船の航法の適用が考えられるが、Bの船首方をAが170メートルの距離を隔てて無難に航過する態勢であったところ、衝突の1分前、両船の船間距離が370メートルとなったとき、BがAの前路に向けて増速して衝突のおそれがある見合い関係が発生したもので、同条を適用する時間的、距離的余裕があったとは認められないことから、本件は、予防法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、鎧埼南西方沖合において、西行中のBが、見張り不十分で、無難に航過する態勢で北上中のAの前路に向けて増速し、新たな衝突の危険を生じさせたことによって発生したが、Aが、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

b受審人は、鎧埼南西方沖合において、釣り場に向けて西行する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、左舷方の漁船群に対する動静監視に気を取られ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、無難に航過する態勢であったAに気付かず、同船の前路に向けて増速し、新たな衝突の危険を生じさせて衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、自身が負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇

月停止する。

a 受審人は、鎧埼南西方沖合において、あじ引き縄漁を行いながら北上中、無難に航過する態勢であったBが増速し、新たな衝突の危険を生じさせて接近することを認めた場合、機関を後進にかけて行きあしを止めるなど、衝突を避けるための措置をとるべき注意義務があった。しかし、同人は、Bがいずれ速力を減じて自船付近で停船するものと思い、衝突を避けるための措置をとることなく進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b 受審人を負傷させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、  
10 同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 4 年 2 月 1 5 日

15 神戸地方海難審判所

審判官 門 戸 俊 明